

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県青少年健全育成条例施行規則 昭和五十七年十一月一日規則第六十八号 (有害図書類とみなされる図書類の内容)</p> <p>第四条 条例第十四条第三項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p> <p>一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ <del>女性が</del>大たい部を開いた姿態</p> <p>ロ <del>女性が</del>陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態</p> <p>ハ 自慰の姿態</p> <p>ニ <del>男女間の</del>愛ぶの姿態</p> <p>ホ <del>女性の</del>排せつの姿態</p> <p>へ 緊縛の姿態</p> <p>二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ <del>男女間の</del>性交又は性交を連想させる行為</p> <p>ロ 不同意性交等その他の陵辱行為</p> <p><del>ハ 同性間の性行為</del></p> <p><del>ニハ</del> 変態性欲に基づく性行為</p> <p>2 条例第十四条第三項第二号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、令和●年●月●日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>○群馬県青少年健全育成条例施行規則 昭和五十七年十一月一日規則第六十八号 (有害図書類とみなされる図書類の内容)</p> <p>第四条 条例第十四条第三項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p> <p>一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 女性が大たい部を開いた姿態</p> <p>ロ 女性が陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態</p> <p>ハ 自慰の姿態</p> <p>ニ 男女間の愛ぶの姿態</p> <p>ホ 女性の排せつの姿態</p> <p>へ 緊縛の姿態</p> <p>二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為</p> <p>ロ 不同意性交等その他の陵辱行為</p> <p>ハ 同性間の性行為</p> <p>ニ 変態性欲に基づく性行為</p> <p>2 条例第十四条第三項第二号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。</p>